

第 1 回中小企業・地域知財支援研究会 議事要旨

1. 開催日時

平成26年5月16日（金）14：00～16：00

2. 開催場所

特許庁16階特別会議室

3. 出席委員等

鮫島座長、雨宮委員、伊藤委員、小川委員、金澤委員、加幡委員、後藤委員、櫻井委員、篠原委員、高崎委員、高澤委員、中森委員、林委員、原田委員、松浦委員、三木委員、宮城委員、吉栖委員、吉村委員、波多江委員代理（寺井次長）、藤田委員代理（三室部長）

4. 議事

- （1）特許庁長官挨拶
- （2）委員紹介
- （3）会議の公開について
- （4）中小企業の知財出願状況、及び知財活動の状況について
- （5）特許庁の中小企業支援策の概要について
- （6）本研究会の検討課題（論点）について
- （7）その他

5. 議事概要

《会議の公開について》

《中小企業の知財出願状況、及び知財活動の状況について》

《特許庁の中小企業支援策の概要について》

事務局より資料に基づいて説明。

《各委員からの主な発言》

- 中小企業の知財活動については、裾野拡大が不十分。中小企業の経営者に対するセミナーを充実させるべきではないか。
- 大企業の技術を中小企業へ移転を支援する事業を実施してきたが、大企業にとってはロイヤリティ以上に、CSR（企業の社会的責任（corporate social responsibility））の視点から実施している点が注目される。
- 中小企業を支援する際には、企業の経営戦略を見据えた上で、知財を絡めながら支援をすることが重要ではないか。
- 大学においても、中小企業と共同開発している事例は多々存在する。しかし、権利化・事業化以降のフォローが不十分であるため、知財総合支援窓口と連携し、フォローすることが必要。
- 地域の金融機関にとって、中小企業はメインパートナーであり、支援することで

域が元気になるための支援が重要。そのような地域振興の視点から、中小企業支援につながる知財施策が重要ではないか。

○都市部以外の場合には、県に一ヶ所しかない知財総合支援窓口へのアクセスを考慮し、町村部での定期的な相談会開催が必要。また、中小企業と接点の多い商工会の経営指導員への知財教育の場が必要ではないか。

○知的財産という財産でありながら、金融的支援がほとんど受けられない現状を憂慮しており、知財と金融を結びつける新たな支援に期待している。

○受け身のワンストップ相談より、特許流通アドバイザーのように企業を積極的に訪問するような支援がよいのではないか。また、地方公共団体からの支援の存在が企業の知財意識向上にとって重要ではないか。

○企業が知財を利用できない主な原因は、知財を理解できていないからではないか。知的財産管理技能士3級の資格を取得することで、知財の知識を広げ、弁理士を有効に活用する上での効果もあった。

○知財制度や支援策を上手く活用できているのは、特定の企業のみ。知財の観点も含めた事業戦略の策定など、次のステップアップができていない企業が多いのではないか。

○継続的な技術人材の雇用・育成が技術継承につながる。これらへの取組を含め、「知的資産経営報告書」として、企業価値として開示することが重要ではないか。京都府では報告書の認証を一部行っている。

○知的財産権の取得だけではなく、技術の移転、金融連携やブランド連携等、権利活用まで含んだ一気通貫かつ継続的な支援が必要ではないか。

○営業秘密に関する支援が重要。①オープン・クローズ戦略、②データセキュリティ、③国内外の社内規程整備、④社内の契約管理、⑤民事、刑事のエンフォースメントという観点に分けて支援を強化すべきではないか。

○知財と金融を結びつけるポイントは販売、収支、資金調達を観点に入れた事業計画が作れるかどうか。さらに、地域の技術の掘り起こしやネットワーク作りが必要ではないか。

○企業の成長戦略を策定するには、知財を含めた強みを事業計画に反映させていくことが重要。その事業計画のPDCAサイクルを回すことが必要であり、そこに金融機関が関与していくことが期待されるのではないか。

○知財に関する取組について、地域における温度差があるため、関係する様々な組織と協力しながら、取り組んでいくことが重要。

○障害要因となっているのは、施策が1つのパーツで動いていることが問題ではないか。サービスを横串にすることが必要ではないか。また、既存の中小企業のみならず、技術力が高く、知財活動の効果が非常に大きいベンチャー企業に対する支援も強化すべきではないか。

○①営業秘密の管理が重要であり、中小企業のオープン・クローズ戦略への支援、②地域支援について、先進地域のみではなく、支援が進んでいない地域も考慮した議論、③中国、アジアで中小企業が戦っていくための補助金以外の海外展開支援の深掘りの3点を今後検討すべき。

○知財総合支援窓口における支援は権利取得までがその大半であり、権利活用を意識した支援事例が乏しいことが問題ではないか。権利活用までを含めた伴走型の支援

が必要ではないか。

○海外における知財保護は重要であるので、海外展開支援に対するニーズに積極的に対応すべき。

以上